

宮城県国土利用計画

— 第 五 次 —

【 見直し素案修正案 】

(原案)

下線部分…当初見直し部分 (7/30 国土審時点)

下線部分…今回見直し部分 (10/24 国土審時点)

平成 26 年 10 月 24 日現在

宮 城 県

前文（見直しにあたって）

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、宮城県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して、「宮城の将来ビジョン」との整合性を図りながら必要な事項を定めるものであり、県内の市町村が、その区域について定める国土の利用に関する計画及び宮城県土地利用基本計画の基本となるものである。この計画（第五次）（平成22年3月改定）について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって土地利用の現況に大きな変化があったことから、復興の状況に即して見直すこととし、今後も、復旧・復興に係る進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1 県土利用の基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

なお、「宮城県震災復興計画」を着実に推進し、「創造的な復興」の実現を目指す中で、県内市町村の震災復興計画との調和が保たれた県土利用を図っていく必要がある。

1-①

2 県土利用の現状と課題

（1）県土利用の現況

平成24年（今回基準年次）における本県の県土面積は約7,286 km²であり、土地利用の状況は、森林が57.2%、農用地が17.6%、宅地が6.1%、水面・河川・水路が4.5%、道路が4.4%、その他9.9%となっており、平成19年（当初基準年次）と比較し、構成比に大きな変化はみられないものの、震災でよる作付可能な農地が減少し、減少や災害危険区域への指定等により、利用目的の定まらない土地などが増えたことにより、「その他」地目が増えている。

自然的土地利用から都市的土地利用への転換の推移については、ここ数年緩

2-①

2-②

やか穏やかに推移していたところであるが、震災後は復興事業に伴う需要により大幅な増加となっている。

(2) 県土利用の現状からみた諸課題

今後の県土利用に当たっては、県土利用の基本理念に照らし、以下のような県土利用上の諸課題を考慮する必要がある。

イ 震災による基本的条件の変化

震災により沿岸部を中心に人口が減少し、今なおその状態が続いており、平成26年4月現在の本県推計人口は232万人余りとどまっている。震災により多くの住宅や社会資本・産業資本が失われ、今なお8万人が応急仮設住宅での生活を余儀なくされていることから、道路や公共施設等インフラの早期復旧、安全・安心の住環境の確保・整備が急がれている。特に沿岸部においては、現地での再建のほか、高台及び内陸地への移転による復興まちづくりが進められ、復興事業等により森林及び農地が減少、宅地、道路及びその他公益的施設用地等が増加した。また、農地については、津波により大きな被害を受けたが、除塩・農地復旧事業が進んでいる。められ、大部分が作付可能となっている。また、津波等の被害により「災害危険区域」に指定された地域や移転跡地などにおいては利用目的の定まらない土地が増えたことから、それらの有効利用を図る必要がある。

2-③

2-④

2-①

ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

被害の大きい沿岸地域を中心に、引き続き人口減少と高齢化が進む中で、中心市街地の空洞化が一層進むことにより空き店舗・空き地等の低未利用地が増加し、また、都市機能の分散が懸念され、このことで環境負荷が増え、新たなコストの発生が予想される。

工場、研究所建設等を目的とする用地取得のほか、太陽光発電のための大規模な用地取得等も増加傾向にあり、土地の有効利用が見込まれる。また、農地については、復旧と併せて整序化及び利用集積を図る必要がある。農山漁村においては、農地の復旧・整序化が進む一方、復旧できない農地や分散した農地など今後の利用方法が定まらない土地が今なお残っていることから、農地の中間管理機構等による調整・集積を図る。

2-⑤

地目間の土地利用の転換は、震災前までは低調な推移であったが、震災からの復旧・復興により、都市計画区域における開発許可件数、林地開発許可件数、自然公園法、農地法等に基づく許可・届出件数が大幅に増加している。

土地の効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図るとともに、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、地目間の土地利用転換については慎重な配慮の下で計画的に行う必要がある。

2-⑥

ハ 県土利用の質的向上

(イ) 県土の安全性に対する要請のさらなる高まり

「大規模災害への懸念」から、実際に「大規模災害を経験」したことにより、安全な住環境の確保、防災機能の再構築の必要性が改めて認識され、県土の安全性に対するさらなる意識の高まりがみられる。今後同等の災害が起きた場合でも、減災・防災の観点から多重防御システムにより被害を最小限に食い止める必要がある。また、管理の不十分な農地や森林の増加などによって県土の管理水準が低下し、県土保全そのものの機能の低下が懸念されている。大津波による浸水が想定される地域では、発生頻度や被害想定の大きさに対応した防災対策を講じて、合理的な国土利用を図ることが求められる。

2-⑦

(ロ) 自然との共生・循環を重視した県土利用への要請の高まり

震災で多くの地域資源が失われ、環境の変化による生態系への影響も少なからずあることから、生態系の破壊、生物多様性の喪失が懸念され、県自然環境保全地域等についてモニタリング調査が行われている。深刻化する地球温暖化など環境問題への対応、再生可能エネルギー等への関心がさらに高まってきている。また、閉鎖性水域への対策の推進や水源涵養等の健全な水循環の保全の必要がある。一方、震災により生じたがれきの再生資材等が防災林復旧に活用されるなど、循環を重視した県土利用が進んでいる。

(ハ) 美しい良好な景観の形成保全等に対する要請県民意識の高まり

これまで美しい景観が保全されてきた山地や海岸地域を中心に、震災による被害が広範囲に生じており、復興に伴う土地利用の見直しによって景観が大きく変わることが予想される。その他の地域においても、宅地開発や耕作放棄地等の拡大、古民家などの歴史的資源の消失等による景観の悪化が危惧されるため、県土の美しさを総合的に高めていく取組が求められている。震災により、砂浜や干潟など、壊された自然景観については、その土地の記憶をとどめるため景観を回復させる必要がある。公共土木・施設の機能回復においても、安全・安心に主眼を置きながらも、自然景観に

2-⑧

配慮した取組が求められている。都市近郊地域における都市化、混住化による土地利用秩序の乱れも懸念されており、人と自然の営みの調和を図っていく必要がある。

三 県土利用をめぐる新たな動き

今回の震災によって、土地利用における災害への備えの重要性が改めて再認識されたことから、従来の土地利用の状況あるいは社会基盤の整備状況等を考慮しつつも、高台・内陸部への移転、災害危険区域の指定等による規制、高盛土、嵩上げ及び幹線道路を活用した多重防御等を組み合わせた復興のまちづくりが進められている。一方で、移転等により地域のコミュニティの弱体化が懸念されることから、中長期的な視点においてもその維持が図られるまちづくりが求められている。

また、「国土強靱化」の理念に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土利用の実現に向け、ナショナル・レジリエンス（国土強靱化）を推進するとともに、震災復興計画等ビジョンに沿ったまちづくりの再構築に向けて地域の実情に基づいた創意工夫ある取組を促進していく必要がある。

3 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現という基本方針のもと、震災からの復旧にとどまらない抜本的な再構築と創造的な復興に向け、安全性の強化と質の向上に主眼をおいた土地利用の推進を図ることとする。

イ 創造的な復興のための土地利用の推進

震災からの創造的な復興に向けて、震災復興計画はもとより各分野の復興ビジョンに基づき、災害に強い県土づくりに資するため、防災機能の強化とコミュニティの維持に配慮した県土利用を進める。

ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

(イ) 震災からの復旧・復興に伴い、増加することが見込まれる都市的土地利

用においては、低未利用地の有効利用を引き続き促進する。

(ロ) 国土強靱化の理念に基づき、人口が減少していく中でも、住み続けることにより国土を維持するとの基本スタンスのもと土地の有効利用を図る。

(ハ) また、これまで同様、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動と自然環境を享受する場として、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図り、循環と共生を重視した土地利用を推進する。

(ニ) 太陽光発電や風力発電など、多様なエネルギーの利活用が求められる中で、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮の下で計画的に行う。

3-②

3-①

ハ 県土利用の質的向上

震災からの復興を目指す中で、災害に強い県土づくりに向けた防災機能の強化、とりわけ多重防御による防災・減災の取組が求められ、かつコミュニティの維持に配慮した土地利用のあり方の検討が必要であることから、これら相互の関連性に配慮していく。

(イ) 安全で安心できる県土利用

今回の震災では、より災害に強い県土づくりの必要性が再認識された。このことから、幹線道路などの交通インフラを高盛土構造とすることにより津波減災機能と土地利用計画を組み合わせた高台移転や「多重防御」等により被害を最小限に抑える減災・防災を目指し、空間的・多面的な県土利用の推進を図る。その際、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、地域コミュニティの維持に配慮するとともに、防災拠点の整備、防災ネットワークの形成、防潮堤の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保及びライフラインの多重化・多元化を図る。また、水系の総合的管理、農業や森林の持つ県土保全機能の向上を図ることにより、県土の安全性を総合的に高める。

3-③

(ロ) 自然との共生・循環を重視した県土利用

人と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減及び都市的土地利用に

当たっての自然環境への配慮を促進する。また、生物の多様性を確保する観点から生態系ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出等を図ることにより自然のシステムにかなった県土利用を推進する。また、自然環境を活かした再生として、津波からの緩衝地域の適切な配置、再生資材の活用など、循環を重視した県土利用を進める。

(ハ) 美しくゆとりある県土利用

人や自然の営み又はそれらの相互作用が相まって作り出された空間的な広がりが良好な状態にあることを県土の美しさとし、地域が主体となってその質を総合的に高める。このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的な風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた美しい景観を保全・形成するとともに、震災で失った景観その他の地域資源の回復に配慮したまちづくりを進め、震災からの復興に当たっては、復興に伴う新たな人々の生活との調和に配慮するとともに、美しい景観を保全するという視点も重視し、安全で安心できる県土利用や自然との共生・循環を重視した県土利用も含め総合的に県土利用の質を高める。

3-④

三 県土利用をめぐる新たな動きへの対応

今回の震災のみならず局地的な集中豪雨などの災害が増加する傾向にあり、震災復興計画、地域防災計画等を核とした災害に強い県土づくりに向けた土地利用が求められている。各施設等の耐震性、耐災性強化はもとより、ICTを活用した防災力の強化につながるまちづくりへの配慮も必要となっている。特に沿岸部のまちづくりの再構築にあたっては、これまでの「職住一体」型から「職住近接」「職住分離」への転換を図るなど、防災に配慮した土地利用の観点から、地域資源を活用した社会資本整備や災害危険区域における公園整備等のほか再生を目指す企業の立地を促すなど地域の実情に基づいた土地利用を推進する。

3-⑤

また、震災によって人口の流出が加速した市町村においては、定住化を促進する取組を進め、都市機能のバランスに配慮しながら地域の孤立化を防止するとともに、地域間連携を促進する道路網の強化、海岸、道路及び津波避難施設等の整備を進める。また、既存産業の復興はもとよりものづくり産業の誘致や再生可能エネルギー等新たな産業創出にも配慮した県土利用を図る。

- (イ) 土地利用の相互の関係性の深まりを踏まえ、郊外の大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整の円滑な推進など、土地利用の影響の広域性に配慮した地域間の適切な調整を図る。
- (ロ) 地域内外の住民や企業等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理など直接的な県土管理への参加や緑化活動への寄附など間接的に県土管理につながる取組等により、県民一人一人が県土管理の一翼を担う主体的な取組を促進する。
- (ハ) 土地利用諸制度に係る市町村への権限移譲の一層の推進等を通じて、地域特性に応じた県土利用を推進する。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用に当たっての基本方向は以下のとおりとする。

なお、これらの地域の相互の関係性を考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮する。

イ 都市

都市においては、以下の基本方向により土地利用を図る。

- (イ) 都市機能にひずみが生じないよう中心市街地等における都市機能の集積等を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。

市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図るとともに、農山漁村との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

- (ロ) 新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、無秩序な郊外への市街地拡大の抑制と土地利用の集約を図り、農地や森林等の自然的土地利用からの転換については慎重な配慮の下で計画的に行いながら、地域再生につなげる。

- (ハ) 沿岸部における新たな市街地形成にあたっては、高齢化や人口減少に対応したコンパクトなまちづくり、公共交通の確保充実、最先端の情報通信網の構築や防犯・環境に配慮する。

(ニ) 自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の

分散配置，地域防災拠点の整備，オープンスペースの確保，ライフラインの多重化・多元化等により防災性を向上させ，災害に強い都市構造の形成を図る。

(ホ) 住宅地，商業地等の適切な配置，健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化，熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置等により都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

(ヘ) 美しく良好な街並み景観の形成，豊かな居住環境の創出，緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生等により，美しくゆとりある環境の形成を図る。

ロ 農山漁村

農山漁村においては，以下の基本方向により土地利用を図る。

(イ) 自然と共生した農林水産業の持続的発展及び就業機会を確保し，活力に満ちた地域社会を築き，農業や森林の持つ県土保全機能の向上を図る。

このため，優良農用地及び森林を確保し，その整備と利用の高度化を図るとともに，地域住民を含む多様な主体の参画等により，農用地や森林等の県土資源の適切な管理を促進する。

(ロ) 農林業等の担い手の確保及び生産基盤の整備，効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を推進する。また，農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては，生産条件の不利を補正するとともに，地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。さらに，耕作放棄地の発生防止及び復元並びに間伐等の手入れの不十分な森林の増加の防止に努め，それらの有効利用を図る。

3-⑥

(ハ) 今回の震災により，沿岸部にあっては津波被害を受けた農地の復旧が進むとともに，大区画化や整序化が図られつつあるが，なお復旧困難箇所(災害危険区域)や農地整備事業が導入されない地域の土地利用が課題となっている。市町が策定する「農業・農村に関する復興計画」に基づき，効率的かつ安全性を重視した土地利用(ゾーニング)や農業経営の形態，地域農業のあり方など，農業者の意向や実情を反映した生産基盤の早期復旧に取り組む。

(ニ) 二次的自然としての農山漁村における景観，県土の生態系ネットワークの維持・形成を図るとともに，都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ，効率的な土地利用を図る。

(ホ) 農地と宅地が混在する地域においては，地域住民の意向に配慮しつつ，

農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ハ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域(以下「自然維持地域」という。)においては、以下の基本方向により土地利用を図る。

(イ) 自然維持地域については、県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。

その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。

(ロ) 従来 of 自然環境の保全に向けた地域指定等による規制的手法に加え、適正な配慮の下で自然環境の持続可能な利用を図る。

(ハ) 今回の震災は、沿岸部を中心に自然環境に大きな影響を与えたことから、生態系ネットワークや自然環境等については劣化を食い止めるための取り組みを進めるとともに、復興に当たっては、再生可能エネルギーの導入を図るなど、環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、自然公園等の区域内において実施される社会資本の整備などの各種開発行為に係る規制について、自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないように留意する。

3-①, ⑦

(ニ) 適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(2) 利用区別の県土利用の基本方向

県土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる県土利用、

自然との共生・循環を重視した県土利用，美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する。

イ 農用地

主要な食料供給基地としての地位の維持向上を目標として，低コスト・高生産性農業の実現に向け，必要な農用地の確保と整備を図る。また，農産物の長期的な需給動向に対応した農用地の利用と地力の維持増進に配慮した利用の高度化及び不断の良好な管理を通じ農用地の効率的な利用と生産性の向上に努め，県土保全等農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに，環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

津波による被災地域の農用地については，効率的な土地利用による地域農業の再構築など農業構造の改革を進めるとともに，被災した農地や施設を「原形復旧」することにとどまらず，防災対策も意識しながら大区画化・汎用化した水田を整備するなど，効率的な農業経営に向けた土地利用を推進する。競争力のある農業生産体制を整備する。市街化区域内農地については，良好な都市環境の形成の観点からも，保全を視野に入れ，計画的な利用を図る。

3-⑧

ロ 森林

温室効果ガス吸収源対策としての適切な森林施業の実施，間伐等の手入れの不十分な森林の増加，森林資源の成熟化，木材の需給動向の変化等を踏まえ，将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう，緑豊かで美しい森林づくりに向けて，多様で健全な森林の整備と保全を図る。特に，原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については，その適正な維持・管理を図る。また，都市及びその周辺の森林については良好な生活環境を確保するため緑地等の緑資源の積極的な保全及び整備を図るとともに，農山漁村集落周辺の森林については地域社会の活性化に加え多様な県民的要請について配慮しつつ，適正な利用を図る。

震災で被害を受けた森林・林業・木材産業の活力回復に向け，効率的な森林整備を推進し，海岸防災林の再生や造林未済地の解消促進・多様な森林の育成を図る。

3-⑨

ハ 原野

湿原，水辺植生，野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成してい

るものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

二 水面・河川・水路

河川氾濫地域及び土砂災害危険箇所における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、水質の保全等自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善など多様な機能の維持・向上を図る。

今回の震災で、津波によって河川堤防が甚大な被害を受け、地盤沈下のために洪水被害の危険性ポテンシャルが高まった沿岸部の低平地は、遊水地、放水路、河道掘削及び堤防整備を加速的に進めるとともに、人口や資産が集中する都市部河川については、市町村が進める市街地整備と連携しながら一連区間の整備を推進する。

3-⑩

ホ 道路

一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

被災した公共土木・建築施設のうち道路については多重防御に資する道路や新たなまちづくりを支援する道路をはじめ整備が進んでおり、今後は防災道路ネットワークの早期形成により安全性の強化を図るとともに、防災・減災に有効な高盛土構造、海岸保全施設と組み合わせた多重防御機能を効果的に発揮することで、粘り強い県土整備を図る。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図る。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

なお、これらの道路の整備に当たっては、交通安全施設等の整備を推進し、交通の安全と円滑の確保に配慮する。

へ 宅地

今回の震災で、多くの住宅が壊滅的な被害を受けたことから、高台等への防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等により復興まちづくりが進められており、今後はより快適で安全・安心に暮らせる住まいづくりに向け「将来を見据えた新しいまちづくり」の導入を支援するほか、災害危険区域を含め、移転跡地の利活用を進める。住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現及び秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。また、既成市街地においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用による緑地空間等のオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

3-⑪

工業用地については、環境の保全等に配慮し、県民所得の向上、就業機会の確保及び地域人口の定住化を図り、県土の均衡ある発展を目指し、グローバル化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場の移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

3-⑫-1

3-⑫-2

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設の整備及び商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所、店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

ト その他の区分等

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設及び交通施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性と国際化、高度情報化、人口の高齢化等によるニーズの多様化を踏まえ、景観及び環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き屋・空き店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域

の振興等を総合的に考慮して、計画的な整備と有効利用を進める。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

低未利用地のうち、農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進すること等により、農用地としての活用を積極的に図る。なお、農用地としての活用が困難な場合には、それぞれの地域の状況に応じて、森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。都市の低未利用地は、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。なお、今回の震災で新たに発生した低未利用地については、土地区画整理事業や農地整備事業により土地を整序化した上で、産業、農用地としての雇用創出を促す利活用のほか、公園用地やエネルギー関連施設として利用を検討するなど、今後の維持管理や環境に配慮した土地利用を推進する。

3-13

海岸及び沿岸海域については、恵まれた漁場、美しい三陸海岸、松島、仙台湾海浜を有し、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境及び文化財の保全と県民に開放された親水空間としての利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、津波被害の軽減等県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

特に、今回の震災で沿岸部の被災は大きく、まち全体の復興を図るにあたっては、同程度の災害にも耐えうるよう、海岸保全施設等との多重防御によるまちづくりを進める。

3-14

4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

イ 計画の目標年次は、平成32年とし、今回基準年次は平成24年とする。

ロ 平成32年における人口及び一般世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用するものとし、人口については、およそ226万9千人と想定する。一般世帯数は、およそ91万6千世帯と想定する。

ハ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

ニ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、震災の影響や将来人口や各種計画及び耕作放棄地対策、森林育成対策等の施策による面積の増減を考慮して、必要な土地面積を利用区分ごとに予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。

ホ 県土の利用に関する基本構想に基づく平成32年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位: km², %)

区分	平成19年	平成24年	平成32年	構成比		
				19年	24年	32年
農用地	1,387	<u>1,310</u>	<u>1,314</u>	19.0	<u>18.0</u>	18.0
農地	1,372	* <u>1,296</u>	1,300	18.8	<u>17.8</u>	17.8
採草放牧地	15	<u>14</u>	14	0.2	<u>0.2</u>	0.2
森林	4,161	<u>4,164</u>	<u>4,146</u>	57.1	<u>57.1</u>	<u>56.9</u>
原野	24	<u>23</u>	23	0.3	<u>0.3</u>	0.3
水面・河川・水路	327	<u>325</u>	<u>333</u>	4.5	<u>4.5</u>	4.6
道路	313	<u>320</u>	<u>334</u>	4.3	<u>4.4</u>	<u>4.6</u>
宅地	448	<u>443</u>	<u>472</u>	6.2	<u>6.1</u>	<u>6.5</u>
住宅地	277	<u>267</u>	<u>282</u>	3.8	<u>3.7</u>	3.9
工業用地	27	<u>26</u>	<u>31</u>	0.4	<u>0.4</u>	0.4
その他の宅地	144	<u>149</u>	<u>159</u>	2.0	<u>2.0</u>	<u>2.1</u>
その他	625	<u>701</u>	<u>665</u>	8.6	<u>9.6</u>	<u>9.1</u>
合計	7,286	<u>7,286</u>	7,287	100.0	100.0	100.0
市街地	235	<u>243</u>	<u>211</u>	—	—	—

注 *農地については平成25年度基準

- (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
- (2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等である。
- (3) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
平成19年欄の市街地面積は、平成17年、平成24年欄の市街地面積は平成22年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
- (4) 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

(2) 地域別の概要

イ 地域別の利用区分ごとの規模の目標は、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ地域間の均衡ある発展が図られるように設定した。

ロ 地域の区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件等を考慮して県中南部地域、県北西部地域、県北東部地域の3地域区分とする。それぞれの地域の範囲は以下のとおりとする。

地域の区分	地域の範囲
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亶理郡， 宮城郡， 黒川郡 (広域仙南圏) 白石市，角田市，刈田郡，柴田郡，伊具郡
県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市，加美郡，遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市，東松島市，牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市，本吉郡

ハ 計画の目標年次，基準年次，県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の標を定める方法は，(1)に準ずるものとする。

平成 32 年における地域別の人口は，平成 19 年(当初基準年)に比べ，県中南部地域が 1 万 3 千人増加し，およそ 167 万人，県北西部地域が 3 万 5 千人減少し，およそ 25 万 8 千人，県北東部地域が 5 万 7 千人減少し，およそ 34 万 2 千人と想定する。

ニ 平成 32 年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は，次のとおりである。

(イ) 県中南部地域

本地域は，東北地方における中枢管理機能の集積する仙台市を擁し，蔵王国定公園，県立自然公園松島，名取川，阿武隈川，阿武隈山地等のすぐれた自然景観や温泉地を有した観光資源にも恵まれている。東北新幹線，東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道の高速度交通網を軸に，仙台塩釜港の整備，国際化にも対応した仙台空港の整備，臨海都市及び臨空都市の整備，高度技術産業の誘導を図る仙台北部中核都市の整備促進，常磐・三陸縦貫自動車道の建設等のほか，仙台北部中核工業団地をはじめとする特に，仙台北部地域では，自動車関連企業等の工場立地等に伴う産業の集積等，仙台空港周辺地域では空港の民営化を契機とした周辺開発の進展等による都市的土地利用の拡大が見込まれる。

4-②

このため、土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成と再生が計画的に行われるように土地利用を図る。あわせて、稲作、畜産、野菜、花き等の園芸、果樹生産等に必要な農用地の確保、緑資源の保全、創出、観光の振興等に資するすぐれた自然景観の保全を図る。

4-③

しかしながら、今回の震災で、沿岸部を中心に東日本大震災による人口の流出が続いており、内陸部においても過疎化の加速度が増した市町村もあることから定住化を促進しているところであり、また、津波等により不通となっていた鉄道の復旧、さらには高速道路網の整備が進みつつあることから、今後はこれらを前提としたまちづくりが急がれる。

4-④

農用地については、宅地、道路等への転換はあるものの、被災農地の復旧、優良農用地等の保全により 438 km²程度となる。

森林については、宅地、道路等への転換により減少し、1,882 km²程度となる。

水面・河川・水路については、河川の改修等により増加し 121 km²程度となる。

道路については、高速道路等の整備により増加し 153 km²程度となる。

宅地のうち、住宅地については、災害公営住宅等の整備により増加し 157 km²程度に、工業用地については、工業団地の整備等により増加し 18 km²程度、事務所、店舗等のその他の宅地については 104 km²程度となる。

その他については、低未利用地等の利活用が図られることにより、313 km²程度となる。

市街地の面積については、都市の人口の減少により、169 km²程度となる。

(ロ) 県北西部地域

本地域は、大崎及び金成耕土等の優良農用地を擁し、豊富な森林資源に恵まれているほか、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰、鳴瀬川等のすぐれた自然景観、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約の指定を受けている伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼や鳴子温泉郷等のすぐれた観光資源にも恵まれている。

このため東北新幹線、東北縦貫自動車道の高速交通網を軸に、みやぎ県北高速幹線道路、地域の拠点となる中心都市、工業団地等の整備や食料供給基地としての農業の振興と豊富な森林資源を活用した林業の振

興等により、地域の特性を生かした土地利用を図る。

今回の震災で沿岸部に比べ被害は小さかったものの、過疎化・高齢化の進行により、特に農村部においては後継者不足が深刻となっていることから、定住促進を進めるとともに、地域コミュニティの維持に配慮する。また、地域の多くを占める農地については、ほ場整備等による担い手農業者への農地集積や集落営農推進により耕作放棄地の解消を図る。

4-⑥

農用地については、地域の特性に留意して優良農用地の保全に努めるものの、宅地、道路等への転換により 536 ㎥程度となる。

森林については、宅地、道路等への転換により減少し、1,284 ㎥程度となる。

水面・河川・水路については、ダム建設、河川の改修、ほ場整備の進展等により 116 ㎥程度となる。

道路については、高速道路網の整備等により増加し 93 ㎥程度となる。

宅地については、それぞれ増加し、住宅地については 68 ㎥程度、工業用地については 7 ㎥程度、事務所、店舗等のその他の宅地については、26 ㎥程度となる。

その他については、低未利用地等の転換による減少はあるものの、192 ㎥程度となる。

市街地の面積については、都市の人口の減少により、8 ㎥程度となる。

(ハ) 県北東部地域

本地域は、金華山三陸沖漁場と本県の代表的な気仙沼、女川、石巻等の良港を擁し、水産資源に恵まれているほか、三陸復興陸中海岸国立公園、南三陸金華山国定公園、硯上山万石浦県立自然公園、北上川、北上山地等のすぐれた自然景観、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約の指定を受けている伊豆沼・内沼等の観光資源及び北上川流域の登米耕土等の優良農用地や北上山地の森林資源にも恵まれている。このため三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の高速交通網、物流拠点港石巻港の整備等を活用した地域の拠点となる中心都市及び工業団地等の整備や稲作、野菜、花き等の園芸、畜産を主体とした農業と豊富な森林資源を活用した林業の振興、漁港の整備や漁場の開発保全等沿岸域の有効利用を推進し、地域の特性を生かした土地利用を図る。

4-⑦

また、今後もその発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、海岸保全施設の整備を推進

4-⑧

し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図る。

今回の震災で、甚大な津波被害を受けた沿岸部においては、高盛土構造にして、津波減災機能と土地利用計画を合わせた「多重防御」により防災・減災を目指すこととし、居住地は高台へ、また工業や農業・漁業高台移転や多重防御等により防災・減災を目指すこととし、居住地は高台や内陸地へ、また、沿岸部の非可住地域については、工業や農業・漁業、観光拠点などの産業エリアとして避難体制を確立の上、土地利用調整を図る。

4-⑨

農用地については、被災農地復旧後の土地利用転換及び耕作放棄地の再生等により、340 km²程度となる。

森林については、防災集団移転等の復興事業の需要等による土地利用転換により、980 km²程度となる。

水面・河川・水路については、ダムの建設、河川の改修、ほ場整備の進展等により増加し、97 km²程度となる。

道路については、復興道路等の整備により増加し88 km²程度となる。

宅地のうち住宅地については、高台等への移転を進めるも、沿岸部における非可住地域の発生等により減少し、57 km²程度となる。また、工業用地については、産業集積等による増加で6 km²程度、事務所、店舗等のその他の宅地については、27 km²程度となる。

その他については、震災で生じた移転促進区域等の利活用により低未利用地等の減少等により159 km²程度となる。

市街地の面積については、都市の人口の減少により34 km²程度となる。

5 本計画を達成するために必要な措置の概要

これらの措置については、「安全で安心できる県土利用」、「自然との共生・循環を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」等の観点を総合的に考慮した上で実施を図る。

(1) 創造的な復興のための土地利用の推進

震災復興計画に基づき、被災地において着実に創造的な復興を進めるとともに、県内市町村の復興関連事業や地域の実情等に応じつつ未来を見据えた土地利用を推進、支援する。特に、津波により甚大な被害を受けた被災地において、海岸堤防の整備嵩上げ・防災緑地・海岸防災林（防潮林）などを組み合わ

5-①

5-②

せた多重防御による防災力向上の取組や、防災集団移転や被災市街地復興土地区画整理による宅地の整備、災害公営住宅整備などについて円滑かつ迅速な実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係法の適切な運用により、また、本計画及び市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を実現するため、拠点となる中心都市を整備するなど、地域の特性を生かした地域整備諸施策を推進することにより、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

(4) 県土の保全とさらなる安全性の確保

イ 県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害、高潮、土砂災害、豪雪及び火山噴火への対応に配慮しつつ、適正な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。

特に、今回の震災の教訓を踏まえ、大規模地震対策や津波、洪水・土砂災害対策及び水系ごとの治水施設等の整備など県土保全施設の整備を推進するとともに、森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図り、津波被災地における適正で円滑な土地利用調整を図る。

ロ 森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理、治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図るとともに、海岸防災林の復旧・再生に努める。その際、路網や機械化など効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備を進めるとともに、間伐等の手入れの不十分な森林の増加を防ぐために、森林管理への県民

の理解と参加，林業の担い手の育成，山村における生活環境の向上を図る等の基礎条件を整備する。

- ハ 人口，産業及び諸機能の集積している市街地等において，災害に配慮した県土利用への誘導，県土保全施設や地域防災拠点の整備，オープンスペースの確保，ライフラインの多重化・多元化，危険地域についての情報の周知等を図る。

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

- イ 地球温暖化対策を加速し，低炭素社会の構築を目指すとともに，良好な大気環境の保全を推進するため，地域特性を生かしたバイオマス，地熱，太陽光等の再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントの導入，都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置，公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築，低炭素型物流体系の形成等に取り組み，環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図るとともに，二酸化炭素を吸収する機能を有する森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

また，スマートシティやエコタウンといった復興を契機とした先進的なまちづくりに向けた市町村の取組を支援する。

- ロ 循環型社会の形成に向け，廃棄物の発生抑制（リデュース），再使用（リユース），再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに，発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため，環境の保全に十分配慮しつつ，必要な用地の確保を図る。また，廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

- ハ 生活環境の保全を図るため，大気汚染，騒音等の著しい交通施設等の周辺において，緑地帯の設置，倉庫，事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また，緩衝緑地の設置や住居系，商業系，工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

- ニ 災害に強い農業・農村づくりに向け，復旧を終えた農地を含め，農地の大区画化や宅地の高台等への集団移転と連携した農地整備を推進する。農用地や森林の適切な維持管理，雨水の地下浸透の促進，環境用水の確保，水辺地等の保全による河川，湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復，地下水の適正な利用等を通じ，水環境への負荷を低減し，健全な水循環系の構築を

図る。特に閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全のため、生活排水、工場・事業場等の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策を進めるとともに、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。また、土壤汚染の防止と汚染土壤の拡散防止により地下水汚染の未然防止に努める。

ホ 今回の震災により、海岸林の大規模な消失や新たな湿地の出現等自然環境における変化がみられたことから、実施中の現況調査やモニタリング調査を踏まえ、適正な環境保全の在り方について検討するとともに、 原始的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じてその維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生、創出及び保全を図る。これらの取組に当たっては、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系ネットワークの形成に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図る。

ヘ 安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸浸食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河、海岸の保全・再生を図る。
加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観の保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切な管理を図る。

ト 歴史的・文化的な風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。

チ 良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等により、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(6) 土地の有効利用の促進

イ 農用地

農地等生産基盤の早期復旧を図り，営農の再開を促すとともに，復興プランに基づく高生産性農業の展開，合理的水利用を図る。

ほ場の大区画化など農業生産基盤整備を推進し，農地中間管理事業等により担い手への農地集積を図るとともに，異業種からの農業参入や耕作放棄地の発生防止など，有効利用を図るために必要な措置を講ずる。農地中間管理事業機構により担い手への農地集積を図るとともに，大区画ほ場など高度な農業生産基盤を形成するとともに，利用度の低い農地については，農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や不作付地の解消を通じた耕作放棄地の発生防止など有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

5-③

ロ 森林

復興に向けた木材供給の確保，被災住宅・拠点施設復旧への支援を進めるとともに，森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう適切な整備・保全を推進し，林業の持続的かつ健全な発展を図る。また，防災機能の強化に向けて，海岸防災林等の早期復旧・再生に努めるとともに，地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

さらに，美しい景観や自然とのふれあい，癒しの場として，価値の高い森林については，森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。

ハ 水面・河川・水路

海岸堤防及び排水施設等の早期復旧を図り，治水及び利水の多面的機能発揮に留意しつつ，生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに，地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

ニ 道路

災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの早期形成に取り組むとともに，公共・公益施設の共同溝等への収容，電線類の地中化，道路緑化等の推進を通じて，良好な道路景観を形成し，道路空間の有効利用を図る。

5-④

ホ 宅地

住宅地については、復興事業推進による居住環境の整備や需要に応じた適正規模の宅地の供給に取り組むとともに、まちづくり計画と連動し、安全性が確保され、安心して暮らせる住まいづくりを推進する。加えて、既存の住宅ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地における街なか居住の促進や郊外の住宅団地の再生、住宅の長寿命化、既存住宅の市場の整備を通じて、持続的な利用を図る。また、既成市街地においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。工業用地については、グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、自然環境の保全に配慮するとともに、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

へ 低未利用地等

低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農用地への復元を積極的に促進する。なお、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて市民農園や森林等への転換を図る。都市における低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、再開発用地等としての再利用を図る。

5-⑤

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、元に戻すことが困難であることから、新たな土地需要がある場合には、優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然と共生する計画的かつ適正な活用を促進する。

ト その他

土地の所有者が良好な土地管理と有効利用を図るよう誘導するとともに、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。

また、復興まちづくりにおいては、移転跡地等の利活用が円滑に行われるよう土地利用調整に努め、地域コミュニティの再構築が円滑となる土地利用を推進する。

5-⑥

(7) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないことから、その影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を考慮して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。さらに、農用地や森林等の自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮して、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用を維持することを基本とする。

なお、震災で生じた災害危険区域等の非可住地域については公園等住宅以外の利用等の検討を含め、適正な土地利用の転換を図るものとする。

イ 農用地

食料生産の確保、農業経営の安定や地域景観、自然環境等に及ぼす影響に配慮し、優良農用地の確保、保全に十分留意しながら、他の土地利用との計画的な調整を図る。被災した農地等については、原形復旧にとどまらず効率的な土地利用のあり方を再構築することとする。

ロ 森林

復興事業の需要に即しつつも、多面的機能の高い森林の保全に努め、環境の悪化や国土保全・二酸化炭素吸収等森林の公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

5-⑦

ハ 大規模な土地利用__の転換

周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想等の地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

ニ 農地と宅地の混在する地域等

農地と宅地が混在している地域においては、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度の適正な運用等により、農用地、宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、上記制度の的確な運用等の検討を通じ、地

域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国、県及び市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、農林業団体、NPO、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加又は地元農産品の購入や緑化活動への寄附などの県土管理を推進する。また、地域における計画的な土地利用推進の担い手となる市町村の果たす役割が高くなってきていることを考慮して、土地利用諸制度に係る市町村への権限移譲を一層推進する。

5-⑧

(9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発

県土を科学的かつ総合的に把握するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、土地所有者の高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。さらに、県民による県土への理解を促し、本計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(10) 指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。また、今後の県土の利用をめぐる社会経済情勢の変化に対応するため、本計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検を行う。

